



医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業 国際科学技術協力プログラム（SATREPS）

Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development

SATREPS令和 7 年度公募について

AMED説明資料

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構（AMED）国際戦略推進部

本日の説明内容

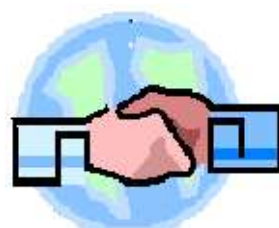
- プログラムの概要
- 令和7年度公募の概要
- 応募について
- 審査について
- 応募における留意点（過去の変更含む）
- 令和7年度公募における主な変更点

プログラムの概要

SATREPSとは



外交手段としての
科学技術



日本の科学技術を発展
させる手段としての
外交

連携の高度化・
相乗効果

日本の優れた科学技術とODAの連携による
地球規模の課題解決に向けた国際共同研究

SATREPSの研究分野



感染症

環境・エネルギー

研究領域「地球規模の環境課題の解決に資する研究」

環境・エネルギー

研究領域「カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に関する研究」

生物資源

防災

＊ 平成27年4月1日より感染症分野はAMEDに移管

SATREPSの目的

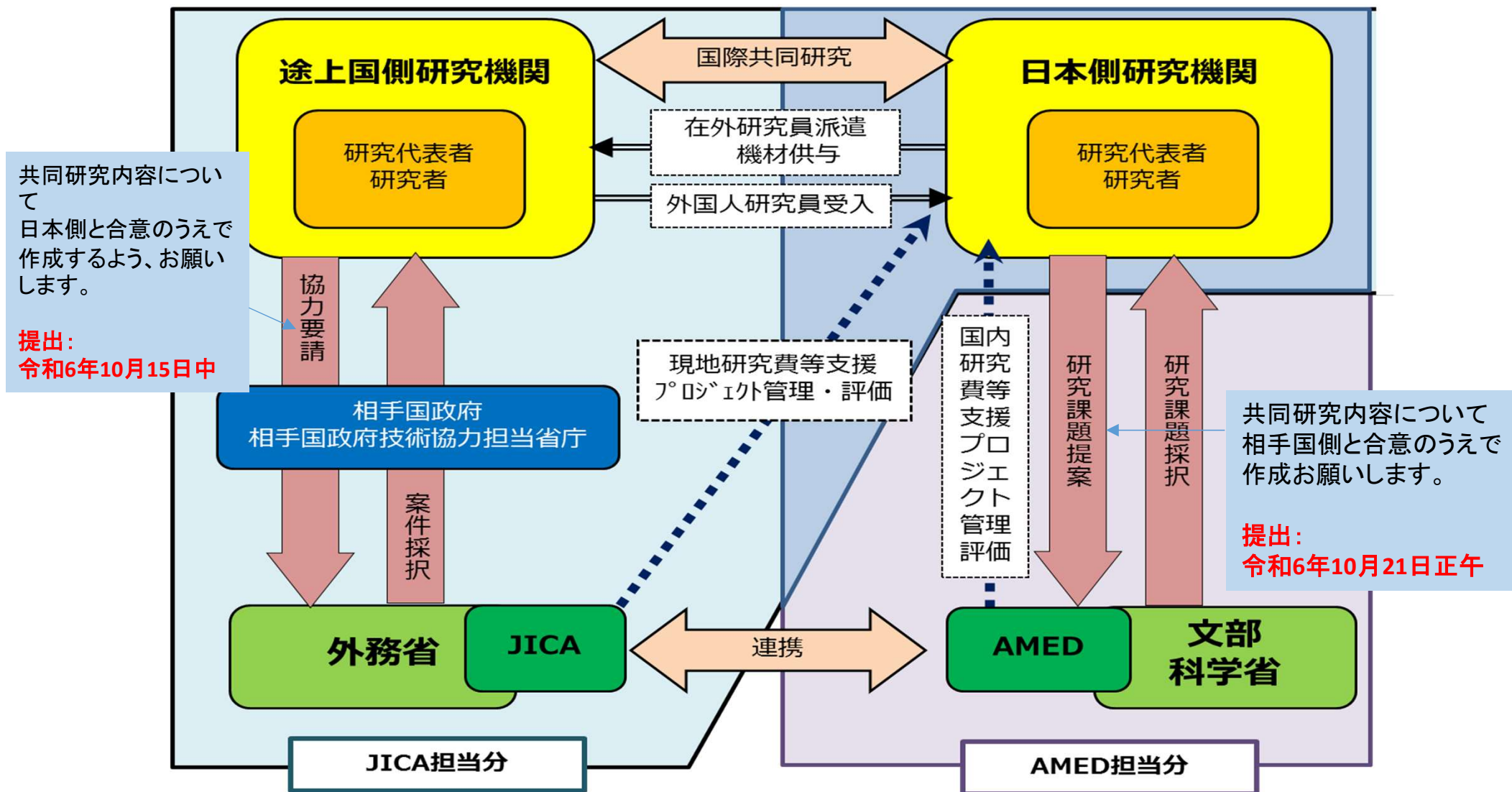
- 日本と開発途上国との国際科学技術協力の強化
- 地球規模課題解決のための新たな技術の開発・応用および科学技術水準の向上につながる新たな知見の獲得
- キャパシティ・ディベロップメント※



将来的な社会実装の構想が求められます

※ 国際共同研究を通じた開発途上国の自立的な研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また地球の未来を担う日本と途上国の人材育成とネットワークの形成

SATREPSの実施体制図

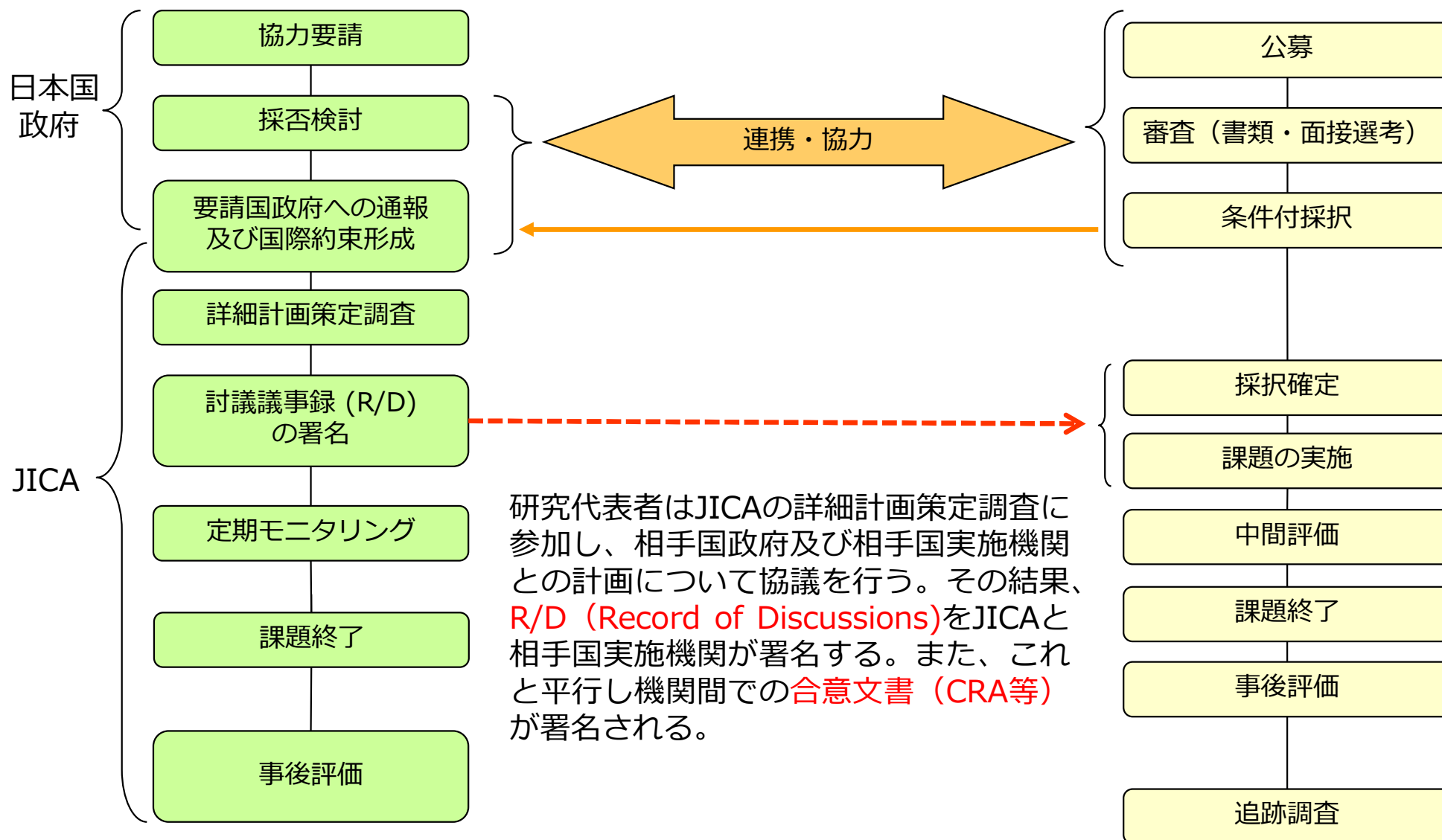


SATREPSプロジェクトの流れ



JICA 技術協力プロジェクトの枠組み

AMED競争的研究資金の枠組み



研究期間の考え方



研究経費の考え方



表 1. AMED と JICA の経費で執行可能な経費の分類
(●：執行可能、▲：条件付きで執行可能、空：執行不可)

経費	AMED	JICA
A:日本国内での研究費	●	
A:相手国以外での研究費 (第三国出張費、現地諸経費等)	● *1	
B:相手国内での活動費	▲ *2	● *3
B:相手国側からの渡航旅費	▲ *4	●
C:日本と相手国間の旅費	▲ *5	●

- *1 第三国の研究機関との共同研究は対象外です。
- *2 日本国内の研究の延長と認められる旅費・滞在費など、相手国において JICA が負担できない経費のうち AMED 委託研究開発費で負担可能なものに限ります。
- *3 相手国内での活動費には、日本側研究者が国際共同研究を現地で実施する上で必要な設備・備品・消耗品費を含みます。
- *4 相手国側研究チームに含まれない外部専門家等の渡航に限ります。
- *5 学生、外部専門家等、JICA 専門家として相手国へ派遣することのできない場合に限ります。なお、企業等が研究代表機関となり応募される場合には、経費の執行区分が上記と異なる場合がありますので、あらかじめ AMED/JICA に確認してください。

令和 7 年度公募の概要

令和7年度公募について

この公募は、令和7年度予算が成立した後に執行する研究開発課題を公募・選考するものですが、本プログラムは政府開発援助（ODA）事業との連携によって実施するものであり、相手国機関との調整に時間を要することから、できるだけ早く研究を開始するために、予算成立前に行うものです。したがって、**予算成立の内容及び予算成立額に応じて、研究領域の内容、委託研究開発費、採択件数等に変更が生じる場合や、追加資料の提出等をお願いする場合があることをあらかじめ了承ください。**なお、研究提案に当たっては、相手国への渡航制限等の支障がないか確認し、相手国の状況を十分に考慮した研究計画としてください。

公募・選考に関する最新情報は、下記ホームページに掲載しますので、適宜、ご参照下さい。

https://www.amed.go.jp/koubo/20/01/2001B_00096.html

SATREPSの分野・期間・予算規模



D

分野 公募研究開発課題名	研究開発費の規模 (間接経費を含まず)	研究開発実施 予定期間	新規採択 課題 予定数
感染症分野 「開発途上国のニーズ を踏まえた感染症対策 研究」	1課題あたり年間 24,615千円（上限） (最終年度： 15,384千円/年) (暫定期間： 5,000千円/年)	令和8年4月 (予定) から 3～最大5年間 (令和7年度に、 研究準備のための 暫定期間※をおく)	0～2課題 程度

(注1) AMEDによる委託研究開発経費は、間接経費30%を計上した場合1課題あたりの額は以下になります。

32,000千円上限 / 年

(最終年度 20,000千円上限 / 年)

(暫定期間 6,500千円上限 / 年)

(注2) JICAによるODA技術協力経費は以下の通りです。

上限3億円/5年間、上限2.4億円/4年間、上限1.8億円/3年間

(間接経費無しの場合)

※暫定期間：研究代表者がJICA詳細計画策定調査に参加し、相手国政府および相手国実施機関との計画について協議を行い、その結果、R/D (Record of Discussion) にJICAと相手国実施機関が署名するなど、研究開始のための準備期間

公募から暫定研究開発期間開始までのスケジュール



応募受付

令和6年8月20日（火）～ 令和6年10月21日（月）
正午【厳守】※1

※1 締め切りを過ぎた場合には一切受理できませんので、十分余裕をもってe-Rad登録をお願いします。

書面審査※2

令和6年11月上旬 ～ 令和7年1月下旬（予定）

※2 必要に応じて追加書類を求めることがあります。

ヒアリング審査 ※3

令和7年3月4日（火）（**対面実施**）（予定）

※3 ヒアリングを実施する場合は、対象課題の研究開発代表者に対して、原則としてヒアリングの1週間前までに電子メールにて連絡します（ヒアリング対象外の場合には、この連絡はしませんので、採択可否の通知までお待ちください）。

審査結果通知

令和7年4月中旬（予定）

暫定期間開始 令和7年5～6月頃

R/D・CRA締結 令和8年2月末

※3 ヒアリング審査の対象者は原則として研究開発代表者とします。ヒアリング審査の日程は変更できません。

研究開発開始

令和8年4月（予定）

応募について

応募資格者



- 本事業の応募資格者は、国内の研究機関等に所属し、かつ、主たる研究場所とし、応募に係る研究開発課題について、研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う研究者（研究開発代表者）とします。
- 特定の研究機関等に所属していない、もしくは日本国外の研究機関等に所属している研究者にあっては、研究開発代表者として採択された場合、契約締結日又は令和7年6月1日までに、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることが可能であれば応募できます。当該国際共同研究の研究開発代表者としての責務を果たし、最初から最後まで国際共同研究に従事できることが応募者の要件です。ただし、契約締結日又は令和7年6月1日までに要件を備えていない場合、原則として、採択は取消しとなります。
- 分担研究機関については、研究開発分担者の主たる研究場所となるものであり、国内の研究機関等であることが原則です。海外で研究活動をする場合には、内容についてAMEDと契約時に必要な条件に適するか確認が必要になります。分担研究機関は、代表研究機関と再委託研究開発契約を締結します。
- 日本国でも相手国でもない第三国の機関とは共同研究はできません。また、第三国の機関にのみ所属する研究者は共同研究の参加者にはなれません。第三国に所在する研究機関に所属する研究者が参加する場合には、研究参画機関（研究開発代表機関を含む）での身分（客員研究員等）を有し、その所属機関の管轄下である事が必須です。

研究開発提案書について

No.	必須 /任意	必要な 提案書類	備考
1	必須	様式 1	研究開発提案書
2	必須	別紙 1	研究項目ごとの相手国研究機関との共同・分担等について
3	必須	別紙 2	成果目標シート
4	必須	別紙 3	機関長からの承諾書 （公印省略可）
5	任意	別紙 4	企業などの構想 （代表印省略可）
6	必須	別紙 5	提案に当たっての調整状況の確認
7	該当する 場合は 必須	ヒト全ゲノムシー クエンス解析プ ロトコール様式	※ヒト全ゲノムシークエンス解析を実施する場合

* 感染症分野の提案書の雛形はAMEDの[令和 7 年度公募様式](#)を使用ください。

研究開発提案書について



- 研究提案書は、府省共通研究開発管理システム（e-rad）で提出ください。
<http://www.e-rad.go.jp/>
- 所属機関（e-Rad事務代表者）承認の上ご応募下さい。
- 受付期間終了時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中 申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

申請状況	申請の種類（ステータス）の表示
応募申請後	申請の種類（ステータス）が「研究機関処理中申請中」となります。この表示は研究機関による承認が未済の状態を意味します。（研究開発代表者から所属機関にe-Radで申請した段階では応募は完了していません。所属機関の承認の手続を必ず行ってください。）
研究機関の承認の手続が完了後	申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中申請中」となります。
配分機関「AMED」が受理	申請の種類（ステータス）が「受理済」となります。

- 日本側の研究代表者の所属機関の機関長からの承諾書の提出が必要です。
※ 所属機関長とは、理事長、学長等の組織全体の責任者、企業等の場合は研究実施期間中の支援と体制の確保に責任を持つ方を指します。部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長ではありません。
- 必要な全様式の提出がなされていない場合、「要件未達」と判断し、以後の審査は行いません。

e-Radにおける安全保障貿易管理対応について（１）



- SATREPSは、安全保障管理の要件化対象です。安全保障貿易管理の設
問において「リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無」を
登録する必要があります。
- 研究代表者が研究参画機関すべての輸出・技術提供予定の有無を取りま
とめ、輸出・技術提供予定ありの研究機関があれば、輸出・技術提供予定
「あり」と登録してください。

安全保障貿易管理

本公費が安全保障貿易管理の要件化対象の公費で、所属する研究機関において安全保障貿易管理への対応が未整備の場合は、以下の質問に回答してください。
(該当の場合は、本応募画面上部に、本公費が安全保障貿易管理の要件化対象の公費である旨のメッセージが表示されています。)

安全保障貿易管理の詳細は、次のURLから確認してください。 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html>

「本公費を通じて取得した(する)貨物・技術であって、外国為替及び外国貿易法のリスト規制に該当する貨物・技術を輸出(提供)する予定又は意思はありますか。
又は、既に保有するリスト規制に該当する貨物・技術について、本事業において輸出(提供)する予定又は意思はありますか。
提供は、国外への提供に加え、非居住者への国内での提供、非居住者の強い影響を受ける居住者への国内での提供を含みます。」

なお、質問に「あり」と回答して、所属研究機関の安全保障貿易管理体制の整備状況が、未整備又は整備中である場合は、外国為替及び外国貿易法第55条の10
第1項に規定する「輸出等」又は本事業終了のいずれか早い方までの整備が必要です。また、契約時までには、所属研究機関から、安全保障貿易管理体制を構築する
旨の誓約書の提出が必要です。(体制整備状況及び誓約書提出については、所属研究機関の事務担当部署に確認してください。)

リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無



あり



なし

e-Radにおける安全保障貿易管理対応について（２）



「安全保障貿易管理」で「あり」を選択された場合、次項の「研究組織」に記された「研究代表者」と「研究分担者」が属する研究機関においてはe-Rad「研究機関情報」の「安全保障貿易管理体制の整備」にて、整備状況をご確認ください。

「未整備」を選択している、もしくは「整備中」を選択し、所定の「安全保障貿易管理体制を整備することの誓約書」をアップロードしていない機関とは、採択されても委託研究契約を締結することが原則できません。

別紙「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」の「安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）」をご一読ください。

なお、誓約書のフォーマットは以下のリンクから入手ください。

https://www.e-rad.go.jp/dl_file/20240131_AnzenhoshoseiyakusyoFormat.docx

ODA要請書について



- 相手国政府より技術協力プロジェクトの協力要請の提出が必要です。
(協力要請の外務省（本省）到着締め切りは、日本側での研究提案の締め切りより早く、**令和6年10月15日（火）中**です。)
- ※ **締め切り日までの提出が選考の要件となります。**
- ※ 外交的な配慮から一力国からの要請数を最大12件とし、上限を超える場合は先方政府が絞り込みを行うこととなります。
- 協力要請の提出がなされていない場合、「要件未達」と判断し以後の審査は行いません

審査について

審査方法

公募要領「5.2.1 審査方法」

- 本事業における研究開発課題の採択に当たっては、AMEDの「研究開発課題評価に関する規則」に基づき、実施の必要性、目標や計画の妥当性を把握し、予算等の配分の意思決定を行うため、外部の有識者等の中からAMED理事長が指名する課題評価委員を評価者とする事前評価（審査）を実施します。課題評価委員会は、定められた評価項目について評価を行い、AMEDはこれをもとに採択課題を決定します。
- 審査は、AMEDに設置した課題評価委員会において、非公開で行います。
- （参考）外務省/JICAは主にODAの観点から提案書の確認を行い、ODA評価コメントを作成します。課題評価委員会は本情報を参考にし、評価を行います。今回、ODAの観点も「審査項目と観点」に統合しました。

審査項目と観点

公募要領「5.2.2 審査項目と観点」

- 事業趣旨等との整合性
- 科学的・技術的な意義及び優位性
- 計画の妥当性
- 実施体制
- 所要経費
- 社会実装の計画と実現可能性
- 相手国のニーズ、ODA方針への合致
- 継続的發展の見通し

審査項目と観点

公募要領「5.2.2 審査項目と観点」



(A) 事業趣旨等との整合性

- ・ 事業趣旨、目標等に合致しているか
- ・ 地球規模課題の解決及び科学技術の向上に資するか
- ・ 相手国において、課題解決のための研究開発の実施及び研究者の能力向上に対するニーズが高いものであるか
- ・ 共同研究の成果は当該相手国をはじめ、広く社会に還元する社会構想を有するか

(B) 科学的・技術的な意義及び優位性

- ・ 現在の技術レベル及びこれまでの実績は十分にあるか
- ・ 独創性、新規性、革新性を有しているか
- ・ 医療分野の進展に資するものであるか
- ・ 新技術の創出に資するものであるか
- ・ 社会的ニーズに対応するものであるか
- ・ 医療分野の研究開発に関する国の方針に合致するものであるか
- ・ 地球規模課題解決のための新たな技術の開発及び科学技術水準の向上につながる研究課題であるか
- ・ 日本国内の研究だけでは達成できないような科学技術の発展あるいはその技術の有効性の検証に相手国の貢献が見込まれるか
- ・ 日本の科学技術の相手国及び世界への効果かつプレゼンス向上が見込まれるか

(C) 計画の妥当性

- ・ 全体計画の内容と目的は明確であるか
- ・ 計画は具体的なもので、かつ、実現可能であるか
- ・ 生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか
- ・ 相手国側研究者との間で具体的な共同研究計画を有しているか
- ・ 相手国研究機関との共同研究を推進する上で、研究のコストパフォーマンスも考慮された適切な研究計画（資金計画も含む）があるか。また、プロジェクト期間内に実施可能な内容であるか
- ・ 予算計画経費の内訳、支出計画は妥当であるか
- ・ 研究開発代表者および共同研究者の渡航計画は、研究推進のために十分な相手国への滞在が計画されているか

(D) 実施体制

- ・ 研究代表者を中心とした研究開発体制が適切に組織されているか
- ・ 十分な連携体制が構築されているか
- ・ 研究代表者等のエフォートは適切であるか
- ・ 不合理な重複／過度の集中はないか
- ・ 研究開発代表者はリーダーシップを発揮し、他の研究機関や相手国側研究機関と研究推進に係る調整ができるか

- ・ 研究開発代表者は JICA の技術協力プロジェクトにおける研究チームの総括責任者としても相手国側研究者とともに国際共同研究を推進する強い熱意および相手国の社会的ニーズを理解しようとする意欲を持っており、かつ信頼に基づく強いリーダーシップを発揮できるか
- ・ 日本側及び相手国での研究の代表者が明確で、日本側及び相手国側において研究を実施できる組織的な体制が整っているか
- ・ 日本側研究者は、研究期間中に必要な頻度及び期間で相手国において滞在、研究ができるか
- ・ 相手国側研究機関が他のプロジェクトに過剰な労力を取られず、実施体制が確保できるか
- ・ 研究計画実施に必要な相手国側研究機関の負担事項（インフラ整備、予算確保、必要な機関の巻き込み）について十分に担保されているか
- ・ 相手国側研究機関と交流実績は十分あるか、十分に調整されているか

(E) 所要経費

- ・ 経費の内訳、支出計画等は妥当であるか

(F) 社会実装の計画と実現可能性

- ・ 研究成果を社会還元へ結びつけるための道筋（相手国側の活動の道筋や他地域・市場への普及の道筋）が具体的かつ明確であるか
- ・ 社会実装・普及の主体となりうる相手国側公的機関や民間企業等の参加を検討しているか
 - ※ 特に、相手国側研究機関以外が社会実装に関わる必要が認められる場合（「市場型」であれば、民間企業、経済・産業分野担当省庁等、「行政サービス型」であれば、制度を管轄する省庁等）、それら機関を含めて考えられているか
 - ※ 社会実装を担う相手国側の（特に若手の）人材育成計画が立てられているか。社会実装を担う関係機関自体の能力（行政への発言力、資金の確保等、自主的なプロジェクト実施能力等）の強化がなされる計画となっているか

(G) 相手国のニーズ、ODA 方針への合致

- ・ 相手国に、地球規模で取り組むべき課題に関する明確なニーズがあるか
- ・ 取り扱うテーマは先方政府において優先度が高いものが先方政府側の政策優先課題や現地の状況が提案内容に適切に反映されているか
- ・ 相手国に対する日本の ODA 方針に沿っているか
- ・ 活動地域の安全・治安上の問題はなく、研究計画の実施は可能か

(H) 継続的発展の見通し

- ・ 日本側の協力終了後も相手国側で供与機材を維持管理して研究を持続できる見込みがあるか
- ・ 日本の若手研究者の育成、および相手国側研究者の人材育成は見込まれるか
- ・ プロジェクト目標や将来的な上位目標の達成に向けて必要となる、相手国側の人材育成や組織能力向上に係る計画が含まれているか

応募における留意点 (過去の変更含む)

留意点(1)



医療行為・臨床研究について

(公募要領「1.1.7.4 相手国におけるSATREPS事業関係者による医療行為の扱い」)

- SATREPS事業では、令和2年度の応募から共同研究に相手国におけるSATREPS事業関係者による医療行為を伴う提案を試行的に選考の対象としています。ただし、該当する提案は公募要領に定める諸要件に則ることが求められ、医療行為実施の適否はコンサルテーションの結果を踏まえJICAが判断します。また、日本と相手国以外の第三国の国籍を有する研究員による医療行為は原則実施不可とします。なお、相手国における治験等を伴う共同研究については、従来と変わらず、SATREPS事業では対象としません。
- SATREPS事業における医療行為の定義：SATREPS事業における医療行為は、日本及び相手国の法律に基づいて、医療資格保有者のみが行うことのできる行為等、専門的な医学的知識を要する行為を指します。例えば、リハビリテーションや侵襲を伴わない診察や検診、健診等も含まれます。他方、現地医療従事者に対して臨床以外で行う医療行為の指導・研修等は、医療行為に原則として含みません。
- SATREPS事業において対象外となる「治験等」について
 - 企業或いは医師主導による治験だけでなく、対象国において未承認或いは未適応の医薬品等を使用した研究者による臨床研究（日本の臨床研究法では「特定臨床研究」に該当）も含みます。医薬品等とは、医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医療機器、再生医療等製品。日本の臨床研究法については以下を参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html>
- 応募前に必要なJICAとの事前コンサルテーションについて
 - コンサルテーションを受けずに提出された提案は、採択後その医療行為の部分について実施が認められない場合があります。



医療行為に関連し、JICAとの事前コンサルテーションを希望される場合には、以下にご連絡ください。

窓口： gpgsd@jica.go.jp

件名：「SATREPS医療行為に関する事前コンサルテーション」

留意点(2)



R/D・MOUの署名について(公募要領「1.1.5 プログラムの主な流れ」)

但し、条件付採択年度末(令和8年2月末)までにR/D・CRAの署名がなされず、また近日中に署名がなされる見通しがなく、R/D・CRA不成立とみなされた場合は、研究開発課題の条件付採択決定後や暫定期間における委託研究契約締結後であっても、国際共同研究が実施できなくなります。暫定委託研究契約に基づくAMEDからの委託研究開発費もその時点で執行できなくなることをあらかじめ承知おきください。もし署名の遅れの原因が国際情勢(クーデター等)など研究者及び研究機関の責任によるものではない場合、令和8年度の委託研究開発契約締結について一旦保留し、R/D・CRAの署名期間を令和9年2月末まで延長します。令和9年2月末までにR/D・CRAの署名がなされない場合、研究開発課題の採択を取り消すこととします。

留意点(3)



公募要領「5.1.3 提案書類の様式及び作成上の注意」

- 前年度に引き続き、提案書基本様式は和文です。
- 研究課題名(英語)ルール:
 - (i) 課題名にProject を含むこと(例: Climate Change Project・・・、The project for Climate Change・・・)
 - (ii) 課題名に「in国名」を入れないこと
 - (iii) 相手国からのODA技術協力プロジェクト名と同じ課題名にすること
- 研究課題名(日本語):
 - ✓ 応募時の課題名は採択後に変更できませんので、慎重に課題名設定をお願いいたします。

2.2.1 研究内容

「単なるスクリーニングをメインとする創薬研究テーマの提案は対象外とします」

留意点(4)



2.2.3 留意事項

- 以下記載を、記載場所を「2.2.3 留意事項」から「Q&A」へ場所変更し、以下の通り修正しました。

(令和6年度公募より)

Q: 過去に本プログラムで採択・実施された研究開発課題を基盤とした提案は、どのような観点で審査されますか。

A: 過去に本プログラムで採択・実施された研究開発課題を基盤とした提案を含め、応募されたすべての研究提案は、競争的研究費として「4.2.2 審査項目と観点」に基づいて審査します。

(令和5年度公募要領)

平成20年度から令和5年度までに採択されている課題と類似の研究提案については、「研究の目的、対象、アプローチ、実施地域等から判断して、提案研究内容に顕著な差異あるいは新規性が認められるか」、または、「既存類似課題の成果を踏まえて研究を推進することにより、地球規模課題の解決に資するより大きな成果が期待できるか」、といった観点からも選考を行います。特に、先行課題に対して研究対象や実施地域を拡大発展させただけの提案に対しては、課題解決への新たな貢献の大きさについて慎重に検討します。

留意点(5)



2.2.3 留意事項

【地域バランスおよび対象国について】

- これまで採択課題のない国や採択課題の少ない国を共同研究相手国とする提案を歓迎します。
- アフリカ地域や後発開発途上国を対象とした提案を歓迎します。なお、これらの国々においては、人材育成、現地調査の実施と分析、そして適正技術や問題即応技術の開発と適用が重要であり、その観点を含む取組を期待します。後発開発途上国では研究活動の持続性を確保するため、JICA等の技術協力や研究提案者によるSATREPS事業終了後の活動計画など、中長期的な支援が必要な場合があります。そこで、後発開発途上国を対象とした提案では、その提案時において中長期的支援が存在することが望まれます。

【研究実施体制について】

- 若手研究人材育成の重要性に鑑み、若手研究者を中心とした体制で構成される課題の積極的な提案を歓迎します。
- ダイバーシティ推進の一環として、女性研究者からの提案、または女性研究者の研究チームへの多数の参画を歓迎します。

令和7年度公募における 主な変更点

令和7年度公募における主な変更点は、下記ホームページに掲載しますので、適宜、ご参照下さい。

https://www.amed.go.jp/koubo/20/01/2001B_00096.html

1.1.7.3 ODA事業として求められること

安全対策について、以下を追記しました。下線部分が方針変更点です。

- ✓ JICAではODA事業を実施している国ごとに安全対策のルールとして「国別安全対策措置（渡航措置及び行動規範）」を定めています。上記の外務省海外安全情報（危険情報）が「レベル1：十分注意してください」や「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」に指定されている国や地域であっても、JICAの安全対策措置に照らし、事業実施可能場所や実施手段等に様々な制約のある場合があります。応募に際しては、必ず当該国のJICA安全対策措置をご確認の上、同措置を踏まえた事業提案をお願いいたします。なお、応募受付後又は採択後であっても、対象国・地域の急激な治安悪化に伴う安全対策上の理由、感染症の流行等、健康管理上の理由や外交政策上の理由から、調査地域の変更をJICAが指示することがあります。
- ✓ JICA国別安全対策措置（渡航措置及び行動規範）で「業務渡航：禁止」とされている国は、本事業の対象外となります。
<https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/rule.html>
詳細は、「2.2.3.2 対象国・対象地域における治安状況及び安全対策について」を参照ください。
- ✓ JICAの「安全対策措置」の入手方法：以下のJICAの国別安全対策情報ウェブサイトからユーザー名及びパスワードを申請し、ダウンロードしてください。
<https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/rule.html>

1.1.7.4 相手国におけるSATREPS事業関係者による医療行為の扱い

下線部分を修正・追記し、取り消し線部分を削除しました。



■（今年度記載）（2）JICAのコンサルテーション

共同研究に相手国におけるSATREPS事業関係者による医療行為を伴う研究を計画している研究開発代表者及び医療行為の実施者は、その計画についてJICAのコンサルテーションを受ける必要があります。該当する研究開発代表者もしくは医療行為の実施者はAMED提案書類の受付締切の遅くとも1か月前までにコンサルテーションを希望する旨をJICA STI・DX室（gpgsd@jica.go.jp）へ連絡してください。コンサルテーションでは、（3）に示す実施要件、SATREPS事業関係者による医療行為の必要性、相手国の保健医療事情や実施体制、相手国における法制度・倫理基準及び医療訴訟の有無と内容、医療行為実施者の妥当性、医療行為に係る保険加入の可否などを確認します。過去の応募でコンサルテーションを受け、医療行為に該当しないと既に判断された場合でも、令和7年度公募に応募する場合には改めてコンサルテーションを受ける必要があります。

なお、研究開始後に、医療行為を含む研究計画へ変更する必要がある場合には、JICA及びAMEDへご連絡ください。原則は応募時点でのコンサルテーションが必須ですが、実施中に生じた真にやむを得ない変更としてAMED及びJICAの承諾が得られた場合のみ、変更が可能です。研究計画変更の可否はAMEDのPS、PO（「1.2.1 事業実施体制」をご参照ください）が判断し、医療行為の可否はJICAが判断します。

■（昨年度記載）（2）応募前のコンサルテーション

共同研究に相手国におけるSATREPS事業関係者による医療行為を伴う提案を予定している研究開発代表者及び医療行為の実施者は、~~応募前に~~JICAのコンサルテーションを受ける必要があります。該当する研究開発代表者もしくは医療行為の実施者はAMEDへの応募締切りの遅くとも1か月前までにコンサルテーションを希望する旨をJICA STI・DX室（gpgsd@jica.go.jp）へ連絡してください。コンサルテーションでは、（c）に示す実施要件、SATREPS事業関係者による医療行為の必要性、相手国の保健医療事情や実施体制、相手国における法制度・倫理基準及び医療訴訟の有無と内容、医療行為実施者の妥当性、医療行為に係る保険加入の可否などを確認します。なお、~~コンサルテーションを受けずに提出された提案は、採択後その医療行為の部分について実施が認められない場合があります。~~過去の応募でコンサルテーションを受け、医療行為に該当しないと既に判断された場合でも、令和6年度公募に応募する場合には改めてコンサルテーションを受ける必要があります。

1.1.7.6 技術協力プロジェクト開始までの流れ



下線部分を追記・修正し、取り消し線部分を削除しました。

(今年度記載)

本プログラムにかかる令和6年度の協力要請の日本外務本省到着締切は、令和6年10月15日(火)中です。通常相手国政府では、上記の締切日よりも相当程度前に相手国内の締切を設定していますので、相手国研究機関との調整に当たってはご留意ください。e-Radシステムによる研究提案書の受付締切と同様、原則は締切日までの提出が必須であり、締切を過ぎて提出された協力要請は選考の対象となりません。なお、令和6年度公募において日本外務本省到着締切を過ぎて受領されたため選考の対象とならなかった協力要請について、外務省及びJICAが相手国政府の希望を確認し、令和7年度公募においてこれを有効とする場合があります。

(昨年度記載)

本プログラムにかかる令和5年度の協力要請の日本外務本省到着締切は、令和5年10月13日(金)中（日本時間）です。通常相手国政府では、上記の締切日よりも前に相手国内の締切を設定していますので、相手国研究機関との調整に当たってはご留意ください。e-Radシステムによる研究提案書の受付締切と同様、~~上記の締切を過ぎて受領した協力要請は選考の対象となりません。なお、令和5年度までにODA要請書が既に提出されている場合でも、今回の令和6年度公募採択プロジェクトに応募する場合には、相手国側は改めてODA要請書を提出する必要があります。ODA要請書が期限までに外務本省に到着していないプロジェクトは、たとえ研究提案書が提出されている場合でも選考の対象となりませんのでご注意ください。~~

1.1.7.7 技術協力プロジェクト開始後の流れ

以下を追記しました。

(8) 機材供与について

機材調達・機材供与の実施方法については、提案書作成の段階で、研究代表者所属機関内において必要な関係部署とも連絡を取りながら十分な検討をお願いいたします。不明点がありましたら、JICAまでご相談ください。機材供与は、研究代表者所属機関が主体となって調達から輸送・据付までの業務を一貫して適法に実施することが求められます。詳細については、JICAのウェブサイトに掲載している、前述の「SATREPSプロジェクト実施の手引き」を参照してください。

1.2.1 事業実施体制

下記部分を追記しました。

本事業では以下のPS、POを配置して運営に当たります。

（POは事業の進捗に応じて追加・交代となる場合があります。）

- PS：渡邊 治雄（国立感染症研究所 名誉所員／黒住医学研究振興財団 理事長）
- PO：相賀 裕嗣（長崎大学大学院熱帯医学・グローバルヘルス研究科 教授）
- PO：北 潔（長崎大学大学院熱帯医学・グローバルヘルス研究科 研究科長・教授）
- PO：徳永 勝士（国立国際医療研究センター・ゲノム医科学プロジェクト長）
- PO：森兼 啓太（山形大学医学部附属病院 検査部長・病院教授）
- PO：山田 章雄（東京大学 名誉教授／国立感染症研究所 名誉所員）

1.2.1 代表研究機関と分担研究機関の役割等

■ 下線部分を追記・修正しました。

（今年度記載）

「分担研究機関」とは、代表研究機関を除く、研究開発分担者が所属する機関をいいます。研究開発分担者の主たる研究場所となるものであり、国内の研究機関等であることが原則です。海外で研究活動をする場合には、内容についてAMEDと契約時に必要な条件に適合するか確認が必要になります。分担研究機関は、代表研究機関と再委託研究開発契約を締結します。なお、再委託先が倒産した場合には代表研究機関にて債権管理が必要になり、AMEDに対する返還義務も追うこととなります。

（昨年度記載）

「分担機関」とは、代表機関を除く、研究開発分担者が所属する機関をいいます。原則として研究開発分担者の主たる研究場所※¹となるものです。AMEDと直接委託研究開発契約を締結しない場合は、代表機関と再委託研究開発契約を締結します。



■ 下記部分を追記しました。

課題申請時に規定されていた予算上限を超えていた場合は不受理とします。

(1) 国内←

(単位:千円) ←

大項目		中項目	R7 年度 暫定期間※	R8 年度 1年目	R9 年度 2年目	R10 年度 3年目	R11 年度 4年目	R12 年度 5年目	計
直接 経費	1.物品費	設備備品費							
		消耗品費							
	2.旅 費	旅 費							
	3.人件費 ・謝金	人 件 費							
		謝 金							
	4.その他	外 注 費							
		そ の 他							
小 計									
間接経費 (上記経費の30%目安)									
合 計			上限額 6,500	上限額 32,000	上限額 32,000	上限額 32,000	上限額 32,000	上限額 20,000	

※新卒・期別・研究費助成額・向・準備期間・た・日・及び・MOL・異々・主・の・経・費・に・対・し・支・給・経・費・5,000,000

2.2.3.2 対象国・対象地域における治安状況及び安全対策について (別添1)



No.	地域	国名等	No.	地域	国名等	No.	地域	国名等
1	アジア	インド	37	アフリカ	アルジェリア民主人民共和国	82	中南米	アルゼンチン共和国
2		インドネシア共和国	38		アンゴラ共和国 *	83		アンティグア・バーブーダ
3		カンボジア王国 *	39		ウガンダ共和国 *	84		ウルグアイ東方共和国
4		スリランカ民主社会主義共和国	40		エジプト・アラブ共和国	85		エクアドル共和国
5		タイ王国	41		エスワティニ王国	86		エルサルバドル共和国
6		ネパール *	42		エチオピア連邦民主共和国 *	87		ガイアナ共和国
7		パキスタン・イスラム共和国	43		エリトリア国 *	88		キューバ共和国
8		バングラデシュ人民共和国 *	44		ガーナ共和国	89		グアテマラ共和国
9		東ティモール民主共和国 *	45		カーボベルデ共和国	90		グレナダ
10		フィリピン共和国	46		ガボン共和国	91		コスタリカ共和国
11		ブータン王国	47		カメルーン共和国	92		コロンビア共和国
12		ベトナム社会主義共和国	48		ガンビア共和国 *	93		ジャマイカ
13		マレーシア	49		ギニア共和国 *	94		スリナム共和国
14		モルディブ共和国	50		ギニアビサウ共和国 *	95		セントクリストファー・ネービス
15		モンゴル国	51		ケニア共和国	96		セントビンセント及びグレナディーン諸島
16	中東	ラオス人民民主共和国 *	52		コートジボワール共和国	97		セントルシア
17		イラン・イスラム共和国	53		コモロ連合 *	98		チリ共和国
18		トルコ共和国	54		コンゴ共和国	99		ドミニカ国
19		パレスチナ	55		コンゴ民主共和国 *	100		ドミニカ共和国
20		ヨルダン	56		サントメ・プリンシペ民主共和国 *	101		トリニダード・トバゴ共和国
21		レバノン共和国	57		ザンビア共和国 *	102		ニカラグア共和国
22		アゼルバイジャン共和国	58		シエラレオネ共和国 *	103		パナマ共和国
23		アルバニア共和国	59		ジブチ共和国 *	104		パハマ国
24		アルメニア共和国	60		ジンバブエ共和国	105		パラグアイ共和国
25		ウズベキスタン共和国	61		セーシェル共和国	106		バルバドス
26		カザフスタン共和国	62		赤道ギニア共和国	107		ブラジル連邦共和国
27		キルギス共和国	63		セネガル共和国 *	108		ペリース
28		コソボ共和国	64		タンザニア連合共和国 *	109		ペルー共和国
29		ジョージア	65		チュニジア共和国	110		ボリビア多民族国
30	欧州	セルビア共和国	66		トーゴ共和国 *	111	大洋州	ホンジュラス共和国
31		タジキスタン共和国	67		ナイジェリア連邦共和国	112		メキシコ合衆国
32		トルクメニスタン	68		ナミビア共和国	113		ギリバス共和国 *
33		ボスニア・ヘルツェゴビナ	69		ブルンジ共和国 *	114		クック諸島
34		北マケドニア共和国	70		ベナン共和国 *	115		サモア独立国
35		モルドバ共和国	71		ボツワナ共和国	116		ソロモン諸島 *
36		モンテネグロ	72		マダガスカル共和国 *	117		ツバル *
			73		マラウイ共和国 *	118		トンガ王国
			74		南アフリカ共和国	119		ナウル共和国
			75		モザンビーク共和国 *	120		ニウエ
			76		モーリシャス共和国	121		バヌアツ共和国
			77		モーリタニア・イスラム共和国 *	122		バプアニューギニア独立国
			78		モロッコ王国	123		バヌアツ共和国
			79		リベリア共和国 *	124		フィジー共和国
			80		ルワンダ共和国 *	125		マーシャル諸島共和国
			81		レソト王国 *	126		ミクロネシア連邦

SATREPS対象国として、
 ✓ イラン・イスラム共和国
 ✓ ギニア共和国
 を追加しました。

4.5.1 不合理な重複に対する措置

■ 下線部分を追記しました。

本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかにAMEDの本事業担当課に報告してください。本事業への提案時も含め、これら報告に漏れがあった場合、本事業において、研究開発課題の不採択等を行う可能性があります。

(A)実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究開発課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

※重複して提案したものうち、片方の提案で先に採択が決まった場合、その時点で選考中の提案はご辞退いただくか、選考中の提案採択を優先する場合は、先に決まった採択課題をご辞退いただきます。

5.2.1 審査方法

■ 下線部分を追記しました。

「本事業における研究開発課題の採択に当たっては、AMEDの「研究開発課題評価に関する規則」に基づき、実施の必要性、目標や計画の妥当性を確認し、予算等の配分的意思決定を行うため、外部の有識者等の中からAMED理事長が指名する課題評価委員を評価者とする事前評価（審査）を実施します。審査にあたり課題評価委員長の求めがあった場合には、AMED理事長が指名する外部有識者が意見を述べることができます。課題評価委員会は、定められた審査項目について評価を行い、AMEDはこれをもとに採択課題を決定します。」

■ 下記部分を削除しました。

「JICA/外務省は主にODAの観点から提案書の確認を行い、ODA評価コメントを作成します。課題評価委員会は本情報を参考にし、評価を行います。ODA評価コメント作成の観点は、「1.1.7.3 ODA事業として求められること」をご確認ください。」

5.2.2 審査項目と観点 (1)

■ 下線部分を追記しました。

(A) 実施体制

- ✓ 申請者を中心とした研究開発体制が適切に組織されているか
- ✓ 十分な連携体制が構築されているか
- ✓ 申請者等のエフォートは適切であるか
- ✓ 不合理な重複／過度の集中はないか
- ✓ 研究開発代表者はリーダーシップを発揮し、他の研究機関や相手国側研究機関と研究推進に係る調整ができるか
- ✓ 研究開発代表者はJICAの技術協力プロジェクトにおける研究チームの総括責任者としても相手国側研究者とともに国際共同研究を推進する強い熱意および相手国の社会的ニーズを理解しようとする意欲を持っており、かつ信頼に基づく強いリーダーシップを発揮できるか
- ✓ 日本側及び相手国での研究の代表者が明確で、日本側及び相手国側において研究を実施できる組織的な体制が整っているか
- ✓ 日本側研究者は、研究期間中に必要な頻度及び期間で相手国において滞在、研究ができるか。
- ✓ 相手国側研究機関が他のプロジェクトに過剰な労力を取られず、実施体制が確保できるか
- ✓ 研究計画実施に必要な相手国側研究機関の負担事項（インフラ整備、予算確保、必要な機関の巻き込み）について十分に担保されているか
- ✓ 相手国側研究機関と交流実績は十分あるか、十分に調整されているか

5.2.2 審査項目と観点（2）

■ 下線部分を追記しました。

(F)社会実装の計画と実現可能性

- ✓ 研究成果を社会還元へ結びつけるための道筋（相手国側の活動の道筋や他地域・市場への普及の道筋）が具体的かつ明確であるか
- ✓ 社会実装・普及の主体となりうる相手国側公的機関や民間企業等の参加を検討しているか
- ※ 特に、相手国側研究機関以外が社会実装に関わる必要が認められる場合（「市場型」であれば、民間企業、経済・産業分野担当省庁等、「行政サービス型」であれば、制度を管轄する省庁等）、それら機関を含めて考えられているか。
- ※ 社会実装を担う相手国側の（特に若手の）人材育成計画が立てられているか。社会実装を担う関係機関自体の能力（行政への発言力、資金の確保等、自立的なプロジェクト実施能力等）の強化がなされる計画となっているか。

5.2.2 審査項目と観点（3）

■ 下線部分を追記しました。

(G)相手国のニーズ、ODA方針への合致

- ✓ 相手国に、地球規模で取り組むべき課題に関する明確なニーズがあるか
- ✓ 取り扱うテーマは先方政府において優先度が高いものか
- ✓ 先方政府側の政策優先課題や現地の状況が提案内容に適切に反映されているか
- ✓ 相手国に対する日本のODA方針に沿っているか
 - ※ 開発協力大綱、ODA各国の国別開発協力方針・事業展開計画については、以下外務省ウェブサイトを参照ください。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/seisaku/index.html>
- ✓ 活動地域の安全・治安上の問題はなく、研究計画の実施は可能か

(H) 継続的発展の見通し

- ✓ 日本側の協力終了後も相手国側で供与機材を維持管理して研究を持続できる見込みがあるか
- ✓ 日本の若手研究者の育成、および相手国側研究者の人材育成は見込まれるか
- ✓ プロジェクト目標や将来的な上位目標の達成に向けて必要となる、相手国側の人材育成や組織能力向上に係る計画が含まれているか

13.3 不正行為等に対する措置

■ 下記部分を追記しました。

「本事業に参画する研究者等（再委託先を含む。）が、本調査の対象となった場合、AMEDは、研究機関に対して、研究開発の一時停止等の措置を講じることがあります。また、本事業に参画する研究者等（再委託先を含む。）が、不正行為等に関与し又は責任を負うと認定を受けた場合、AMEDは、研究機関に対して、研究開発の一時停止、契約の解除、委託研究開発費の全部又は一部の返還の措置を講じることがあり、研究者に対して競争的研究費等の申請及び参加資格の制限等の措置を講じます。さらに、次年度以降委託研究開発契約を締結しないことがあります。」

13.6 不正事案の公表

■ 下線部分を追記しました。

本事業において、不正行為等に関与し又は責任を負うと認定を受けた場合には、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）をAMEDのウェブサイトにおいて公表します。また、関係 府省のウェブサイトにおいて公表されることがあります。

特に、研究機関が確認すべき点

体制整備等に関する対応義務



11.5.2

体制整備等の確認について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、それぞれのガイドラインを踏まえた体制整備等の実施状況等について、以下のチェックリストにより文部科学省へ報告していただきます。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）令和7年4月1日以降、各ウェブサイトの内容を確認の上、e-Radから令和7年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究開発契約締結日までに、各研究機関から文部科学省に、e-Radを利用して、チェックリストを提出（アップロード）してください。なお、令和6年度版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和7年度版チェックリストを（A）は令和7年12月1日までに、（B）は令和7年9月30日までに提出してください。

(A) 体制整備等自己評価チェックリスト

根 拠	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」
提 出 先	文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室

(B) 研究不正行為チェックリスト

根 拠	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
提 出 先	文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室

3.2.2 A-POSTを利用した委託研究開発契約について

■ 下線部分を追記しました。

「A-POSTは委託研究開発契約の締結に必要な研究開発計画書等の各種様式や研究実施後の実績報告等の各種様式をAMEDと研究機関とで共有・連携するためのオンラインシステムです。利用に際し、e-Radでの応募時にA-POST課題管理者の情報を登録していただきます。A-POST課題管理者はA-POSTを利用するに当たっての当該課題の責任者となりますので、所属機関で当該課題の契約事務を主に担当する方をご指定ください。A-POST課題管理者は当該機関で当該課題に関係する研究開発代表者や事務担当者をA-POST利用者として追加登録することが可能です。研究開発代表者ご本人が課題管理者となる事も可能ですが、運用方法については機関内でご検討いただき適切な方を課題管理者としてご応募ください。」

なお、A-POSTでは個別の利用者登録とは別に、研究機関毎の利用登録が必要となります。ご自身の所属機関の機関登録がお済みでない場合は利用申込をお願いします。A-POST機関登録の有無についてはAMEDのホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。」

3.2.5 男女共同参画等に関する取組の促進について



■ 下記部分を追記しました。

「科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」、「男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について（令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。

これらを踏まえ、AMEDでは、研究代表者がライフイベント※により研究から一時的に離脱せざるを得ない場合又は研究に専念できる時間が短くなる場合に、当該研究者の代行者等により、研究を継続できるよう配慮・支援をします。

なお、本支援の適用にあたっての不明点は、本事業担当課までお問い合わせ下さい。

※ 対象となるライフイベント

出産：産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）及び産後8週間

育児：子が3歳に達するまでの期間

介護：6ヶ月の期間内において必要と認められる期間（必要に応じて延長することができます。）」

3.2.6 若手研究者の積極的な参画・活躍について

■ 下記部分を修正・追記しました。

（今年度記載）

AMEDにおける「若手研究者」とは、令和6年4月1日時点において、①年齢が満43歳未満の者（昭和56年4月2日以降に生まれた者）、②又は博士号取得後10年未満の者のいずれか高い方とします。③ただし、出産・育児又は介護により研究に専念できない期間があった場合は、①あるいは②に当該期間分（最長2年。延長の単位は月単位とし1月未満の日数は切り上げます（例：研究に専念できない期間が17ヶ月14日の場合は18ヶ月の延長となります。））を加算することができます。なお、採択後は必要に応じて、出産・育児又は介護の事実及び研究に専念できない期間を証明する関係書類を提出していただく場合があります。

（昨年度記載）

AMEDにおける「若手研究者」とは、令和5年4月1日時点において、年齢が満43歳未満の者（昭和55年4月2日以降に生まれた者）、又は博士号取得後10年未満の者が対象です。ただし、産前・産後休業又は育児休業をとった者は、その日数を加算することができます。

7.3 契約締結の準備について

■ 下線部分を削除しました。

（今年度記載）

研究開発計画書は、採択時の研究開発提案書を基に作成いただきます。
（同計画書は、各年度における予算配分の検討及び中間・事後評価や課題進捗管理の基礎資料の一つにもなります。）

（昨年度記載）

全体研究開発計画書は、採択時の研究開発提案書を基に研究開発課題ごとに各一通作成いただきます。全実施期間の研究開発構想を中心に、基本計画、研究開発内容、研究開発体制、予算計画等を記載してください。（同計画書は、各年度における予算配分の検討及び中間・事後評価や課題進捗管理の基礎資料の一つとなります。）

8.2.6 間接経費について

■ 下記部分を追記しました。

「間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。」「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（令和5年5月31日改正、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に示されている使途透明性の確保の観点から、適正な執行を証明する証拠書類を整備し、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保存してください。なお、毎年度の間接経費に係る使用実績については、翌年度の6月30日までに間接経費執行実績報告書の提出が必要となります。詳細は、AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」にて確認してください。」

11.3 研究倫理教育プログラムの履修・履修管理

■ 下記部分を修正・追記しました。

(今年度記載)

AMEDは、公正な研究活動を推進するとともに不正行為等を防止するため、研究機関に対して、本事業に参画する研究者等への研究倫理教育の実施及びその履修管理を、研究者等に対して研究倫理教育プログラムの履修を義務付けています。

研究機関は、初年度の契約締結前までに研究者等（再委託先を含む。）に対して、以下のプログラム・教材により、研究倫理教育を履修させてください。

AMEDは研究機関に対して研究倫理教育の履修管理状況の確認を求めることがあります。研究者等（再委託先を含む。）の研究倫理教育の履修が確認できない場合は、本事業を一時停止又は中止することがあります。

(昨年度記載)

不正行為等を未然に防止する取組の一環として、AMEDは、本事業に参画する研究者に対して、研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了を義務付けることとします。そのため、研究機関には、研究者に対する研究倫理教育を実施し、その履修状況をAMEDに報告していただきます。なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、委託研究開発費の執行を停止等することがありますので、留意してください。

11.3 研究倫理教育プログラムの履修・履修管理

■ 下線部分を追記しました。

「（２）履修状況の管理

研究機関等は、研究者等の研究倫理教育プログラムの履修状況を記録し、適切に保管してください（再委託先を含む。）。様式は、AMEDウェブサイトに掲載する「研究倫理教育プログラム履修状況」を利用してください。なお、各研究機関に同等の様式がある場合は、当該様式により管理いただいて差し支えありません。」

11.3 研究倫理教育プログラムの履修・履修管理

■ 下線部分を修正しました。

(今年度記載)

各研究機関等は、採択初年度の契約締結日後61日以内に、「研究倫理教育プログラム履修の結果について」を作成し、AMEDに報告してください。
研究者等の研究倫理教育プログラムの履修状況の報告方法及び報告先は、以下のAMEDウェブサイトの「研究公正」の「研究倫理教育プログラム」のページを確認してください。

・履修対象者	研究開発代表者、研究開発分担者及び研究開発参加者
・提出期限	採択初年度の契約締結日後61日以内
・管理様式(例)	「研究倫理教育プログラム履修状況」 (各研究機関に同等の様式がある場合は、当該様式による管理で可)
・報告様式	「研究倫理教育プログラム履修の結果について」
・ダウンロード	https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/kyoiku_program.html

11.4 利益相反の管理



■ 下線部分を修正・追記しました。

(今年度記載)

AMEDは、研究の公正性、信頼性を確保するため、AMEDの「研究活動における利益相反の管理に関する規則」又は臨床研究法施行規則第21条に基づき、研究機関に対して、研究開発課題に関わる研究者等の利益相反状態の適切な管理を義務付けています。AMEDは研究機関において、研究者等（再委託先を含む。）の利益相反を適切に管理していないと判断した場合は、改善指導、研究資金の提供の打ち切り、AMEDから研究機関に対して既に交付した研究資金の一部又は全部の返還請求等を行うことがあります。

(1) 研究者等の利益相反管理

研究機関等は、研究者等の利益相反の状況を記録し、適切に保管してください（再委託先を含む。）。様式は、AMEDウェブサイトに掲載する「令和○年度 利益相反管理状況」を利用してください。なお、各研究機関に同等の様式がある場合は、当該様式により管理いただいて差し支えありません。研究開発期間終了後から5年間保管してください。

(2) 利益相反管理状況の報告

各研究機関等は、各年度終了後又は委託研究開発契約の終了後61日以内に、「利益相反管理の結果について」を作成し、提出してください。なお、報告方法及び報告先は、以下のAMEDウェブサイトの「研究公正」の「研究開発にあたっての利益相反管理」のページを確認してください。

全ゲノム解析プロトコールの説明

AMED ゲノムデータ研究開発課

- AMEDは、政府の方針に基づき、様々なAMED研究課題で得られたヒト全ゲノムシーケンスデータをとりまとめて大規模なデータセットをつくり、研究開発に提供する基盤「AMEDデータ利活用プラットフォーム」の整備を進めています。
- 全ゲノムシーケンスデータの大規模解析には、個別のデータの解析プロトコルが揃っていることが、解析結果の精度に直接影響します。そのため、AMEDは、国費を投じて得られたデータを活用した研究開発において精度の高い解析が可能となるよう、このプラットフォームが窓口となり共有されるヒトの全ゲノムシーケンスデータには、政府の方針※に基づき以下の2点を求めています。

① 既にプラットフォームで共有予定となっているデータと品質を同等に担保すること

② ゲノム解析の先進諸国との国際共同研究でも円滑に活用可能であること

※厚生労働省 第2回「全ゲノム解析等実行計画」の推進に向けた検討会議（令和3年2月16日、資料1）
内閣官房健康・医療推進戦略本部 第8回ゲノム医療協議会（令和4年3月30日、資料3、参考資料3）

- 既にこのプラットフォームで共有予定となっているヒト全ゲノムシーケンスデータとは、現時点では、内閣官房健康・医療推進戦略本部の第5回ゲノム医療協議会（令和3年3月16日）参考資料3で示されたデータのことです。
- ゲノム解析の先進諸国との国際共同研究とは、現時点では、英国のUK BiobankおよびGenomics Englandや、米国のAll Of Usなどの海外の大規模ゲノムデータリソースを用い、ゲノム医療研究で先行する欧米の研究機関と共同して実施するような研究を想定しています。

- AMEDは、この目的を達成するため、全ゲノムシーケンスの解析プロトコルが公募要領の「3.2.7 データシェアリングについて」に記載されている以下の**5つの要件**を満たしているか確認しています。

- ライブラリー作成（キット名、断片長等）
- シーケンス反応（キット名、リード長等）
- 解析装置の機種名（機種名・型番等。外注の場合は外注先も記入）
- クオリティコントロール（QC）の方法
- リファレンスゲノムとのマッピング及びアセンブルの方法

※ 全ゲノムシーケンス解析

次世代シーケンサーを利用した全ゲノムシーケンス解析及び全エクソーム解析を指します。なお、次世代シーケンサーを用いる解析のうち、全ゲノムまたは全エクソーム以外を対象とするゲノム解析や、アレイ解析、サンガー法によるシーケンス解析は含みません。

- ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する研究課題は、所定の様式※ を提出することにより、解析プロトコルの各項目を示す必要があります。様式が提出されていない場合には応募申請は「不受理」となり、審査の対象となりませんので、提案課題におけるヒト全ゲノムシーケンス解析の実施の有無については十分に注意してご判断ください。

※ ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコル様式

ご不明な点がございましたら、
以下にお問い合わせください。

amed-satreps@amed.go.jp